

最近10年間に於いて地方財政法第10条に追加又は削除された項目について

平成22年10月
消費者委員会事務局

| 時期 | 追加された費用 | 削除された費用 |
|-------|--|---|
| 平成22年 | ○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費(*1) | |
| | ○子ども手当に要する経費(平成22年度)(*2) | |
| 平成18年 | ○高額介護合算療養費の支給に要する経費 | ○児童相談所に要する経費 |
| | ○特定健康診査及び特定保健指導に要する経費 | ○結核の予防に要する経費 |
| 平成17年 | | ○麻薬取締員に関する経費 |
| | | ○老人の養護委託及び葬祭並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する経費 |
| | | ○妊産婦及び乳幼児の健康診査に要する経費 |
| 平成16年 | ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費 | ○国民健康保険の事務のうち介護納付金の納付に関する事務の執行 |
| | | ○義務教育職員の退職手当に要する経費 |
| | | ○公立保育所に要する経費 |
| 平成15年 | ○消防庁長官の指示を受けた緊急消防援助隊の出動に要する経費 | ○義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費(共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を除く。) |
| 平成13年 | ○公営住宅の家賃の低廉化に要する経費(*3) | ○義務教育諸学校の学校医、学校歯科及び学校薬剤師の公務災害補償に要する経費 |
| | | ○保健所の施設及び設備に要する経費 |
| | | ○定期の予防接種に要する経費 |
| | | ○特定地域総合開発計画に要する経費 |
| | | ○産業教育の振興に要する経費 |
| | | ○学校図書館の設備及び図書の実に要する経費 |
| | | ○婦人相談員に関する経費 |

(注)

*1 民主党のマニフェストを踏まえ、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(平成22年法律18号)の成立に伴い、その附則によって地方財政法第10条に追加されたもの。同法によると、「国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する(第15条)」としている。また、都道府県が処理する事務は法定受託事務としている(第18条)。

*2 「子ども手当」については、平成22年度は「児童手当」と並存しているため、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第19号)附則第10条により、第10条第15号中の「児童手当」を「児童手当及び子ども手当」と読み換える旨の特例にて規定されている(地方財政法第39条)

*3 公営住宅家賃対策補助金に関して、地方分権推進計画(平成10年)に基づき国庫負担金及び国庫補助金の区別の明確化を図る際に、改めて国庫負担金として位置づけされたもの。

【参考】 地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）（抄）

最終改正：平成22年5月19日法律第35号

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

- 一 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費
- 二 削除
- 三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
- 四 生活保護に要する経費
- 五 感染症の予防に要する経費
- 六 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費
- 七 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費
- 八 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費
- 九 身体障害者の更生援護に要する経費
- 十 婦人相談所に要する経費
- 十一 知的障害者の援護に要する経費
- 十二 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨関節結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費
- 十五 児童手当に要する経費
- 十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付並びに特定健康診査及び特定保健指導に要する経費
- 十七 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費
- 十八 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費

- 十九 児童扶養手当に要する経費
- 二十 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費
- 二十一 家畜伝染病予防に要する経費
- 二十二 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費
- 二十三 森林病虫害等の防除に要する経費
- 二十四 国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費
- 二十五 特別支援学校への就学奨励に要する経費
- 二十六 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費
- 二十七 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費
- 二十八 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費
- 二十九 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に要する経費